

B E L Sに係る評価料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「good・eyes」という。)が実施するBELS評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「BELS評価業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(申請手数料の増額又は減額)

第4条 good・eyesは、評価業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、評価業務手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は平成26年9月1日より施行する。

制定：平成26年 9月 1日

改定：平成28年 4月 1日

改定：平成28年 6月 1日

改定：平成29年 8月 1日

改定：平成30年 7月 9日

別表 1

「BELSに係る評価料金」

1) 非住宅

建築物の用途が ホテル等、病院等、集会場等の場合

(延べ面積、税抜き金額、単位：円)

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
300㎡未満	150,000		75,000
300㎡～1,000㎡ 未満	200,000		100,000
1,000㎡～2,000㎡ 未満	250,000		125,000
2,000㎡～5,000㎡ 未満	300,000		150,000
5,000㎡～10,000㎡ 未満	350,000		別途見積
10,000㎡～20,000㎡ 未満	400,000		別途見積
20,000㎡以上	別途見積		別途見積

建築物の用途が 上記以外の場合

(延べ面積、税抜き金額、単位：円)

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
300㎡未満	100,000		50,000
300㎡～1,000㎡ 未満	150,000		75,000
1,000㎡～2,000㎡ 未満	180,000		90,000
2,000㎡～5,000㎡ 未満	200,000		100,000
5,000㎡～10,000㎡ 未満	250,000		別途見積
10,000㎡～20,000㎡ 未満	300,000		別途見積
20,000㎡以上	別途見積		別途見積

※建築物用途が複数の用途となる場合は、別途見積とする。

※既存建築物において改修前後の評価を希望する場合は、別途見積とする。

※変更申請の評価料金は、変更の内容に応じて別途見積とする。

※適合証を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1通につき5,000円とする。

※シール及びプレート、電子データでの交付を希望する場合は別途見積とする。

2) 住宅

(1) 一戸建ての住宅

(延べ面積、税抜き金額、単位：円)

延べ面積	単独申請	性能評価等と併願申請 (注1)
200㎡以下	40,000	30,000
200㎡超	45,000	35,000

※一戸建ての住宅とは専用住宅のみを対象とする。

(2) 共同住宅等

(延べ面積、税抜き金額、単位：円)

審査条件	単独申請	性能評価等と併願申請 (注1)
一戸建て併用住宅	60,000	—
共同住宅 (住戸のみ)	80,000 + (2,000 × 戸数)	50,000 + (1,000 × 戸数)
共同住宅 (建物全体)	80,000 + (2,000 × 戸数) + 120,000	50,000 + (1,000 × 戸数) + 80,000

※共同住宅等において、1住戸のみ申請の場合は一戸建ての住宅の料金とする。

※建築物用途が複数の用途となる場合は、別途見積とする。

※既存建築物において改修前後の評価を希望する場合は、別途見積とする。

※変更申請の評価料金は、変更の内容に応じて別途見積とする。

※適合証を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1通につき5,000円とする。

※シール及びプレート、電子データでの交付を希望する場合は別途見積とする。

注1 「性能評価等」とは、以下のいずれかの申請により性能に関する審査が省略できる場合に限り適用
(別途good・eyesに依頼がされた場合に限る)
設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物

3) 住宅・非住宅複合建築物

※1) 及び2) を合算した料金とする。